

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、これまで個別に策定されていた「志免町地域福祉計画・志免町地域福祉活動計画」「志免町高齢者保健福祉計画」「志免町障がい者プラン・志免町障がい福祉計画・志免町障がい児福祉計画」に加え、「志免町再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を一体のものとした計画です。第1期計画である「志免町再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を除き、すでにそれぞれの計画に基本目標が掲げられていることから、今回の福祉総合計画の策定にあたり整合性を図る必要があります。

それぞれの計画の基本理念の根底に流れる「自分らしく」「住み慣れた地域で」という共通部分をくみ取ると同時に、上位計画である地域福祉計画の基本理念の趣旨を最大限活かした福祉総合計画に相応しい理念として、「お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆 ～住民がやさしく、ともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち～」を本計画の基本理念とすることとしました。

[志免町地域福祉計画・地域福祉活動計画]

お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆



[基本理念]

お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆

～住民がやさしく、ともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち～



だれもが健康で人にやさしく

障がいがある人もない人も

住み慣れた地域で

ともに支え合い

安心して暮らし続けられるまち

安心して暮らし続けられるまち

[志免町高齢者保健福祉計画]

[志免町障がい者プラン・志免町障がい(児)福祉計画]

3 基本目標

重点課題を解消し、基本理念の実現に向け、本計画は、「総合計画」であることから、各個別計画における横断的な3つの目標を掲げました。
具体的な支援や取組については、各個別計画に記載しています。

[基本目標1]

必要な支援につながる地域づくり

- ・属性に関わらず、地域の様々な相談を受け止め、各関係機関につながります。

[基本目標2]

安心して暮らせる地域づくり

- ・地域社会からの孤立を防ぐよう、見守り活動等の事業を推進します。

[基本目標3]

参加が進む地域づくり

- ・様々な地域資源を活かし、交流の場の提供に努めます。

Ⅱ 各論

第1章 第2次志免町地域福祉計画

(1) 必要な支援につながる地域づくり

1) わかりやすく身近につながる支援の充実

① 支援の情報をわかりやすく伝える

主 体	行動目標
公助	●「広報しめまち」やホームページ、パンフレットなどについては、見やすく読みやすくなるよう工夫をして、福祉に関する支援の情報を提供できるよう努めます。 ●民生委員・児童委員や福祉サービス事業所など、地域において相談支援に携わる人や事業所について周知します。 → 民生委員・児童委員についてホームページや広報で周知を行いました。 ●地域の組織や団体、保育・教育施設、小中学校などを通じ、あらゆる機会を活用して、福祉に関する支援制度の浸透に努めます。 → 就学に関わる補助金や教育相談室などを周知し、支援が必要と思われる家庭には、個別に案内しました。 ●福祉に関する支援の情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談などによるコミュニケーション支援が行える体制を整えます。 → 手話通訳を設置し、コミュニケーション支援の充実を図りました。 ●福祉に関する支援の情報を提供する窓口では、情報提供のみにとどまることなく、必要な支援の利用につながるよう十分に配慮します。 → 障がい者手帳取得者に対して、福祉の手引き（サービス案内）を作成しており、内容の見直しを行いました。 ●福祉に関する支援の情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問相談支援を行うなど個別的に対応し、情報の提供に努めます。

該当課: まちの魅力推進課、福祉課、子育て支援課、学校教育課

2) 相談支援機能の充実

① 相談支援の専門性や利便性を向上させる

主 体	行動目標
公助	●子育て世代包括支援センターや地域包括支援センターなどを地域における相談支援の拠点として、その機能充実に努めます。 → 子育て世代包括支援センター（さくらの木）に、保健師・管理栄養士を配置し、相談支援ができるよう努めました。 → 子育て支援センター や 子育て支援課窓口 に 保育士・ソーシャルワーカー・保健師を配置し、より専門的な相談ができるよう体制を作りました。 ●専門性の高い相談支援に対応するため、専門職の配置や専門的な福祉サービス事業所への業務委託などにより、相談支援体制の強化に努めます。 → 地域の障がい者（児）及び家族等を対象に、在宅介護等に関する相談に応じる相談支援事業を委託して実施しました。 ●相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、訪問相談支援を行うなど、利便性の向上に努めます。 ●誰もが必要ときに気軽に相談できるよう、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関の周知を図ります。 → 障がい者手帳の交付時に相談窓口を記載した福祉の手引きを配布しています。 → こころの健康づくりに関する相談事業について、広報やホームページ、町内回覧等で周知しました。 → 子育て世代包括支援センター（さくらの木）の周知を、広報・ホームページ・乳幼児健診等で行いました。 ●断らない相談支援の実現に向け、窓口のあり方について検討します。 → 障がい児の発達相談について、相談を受けたり、必要な支援が受けられるよう、他課と情報連携しながら案内を行ったりしています。

該当課：子育て支援課、健康課、福祉課

② 連携しながら相談支援をすすめる

主 体	行動目標
公助	●多様な課題を抱える子どもやその家族に応じた対応のため、要保護児童対策地域協議会などの機能充実に努めます。

	→子ども家庭総合支援拠点において、要保護児童対策地域協議会等とリンクさせながら、特に課題を持つ家庭や子どもへの支援体制を充実させました。 ●多様な課題を抱える障がいのある人やその家族に応じた対応のため、自立支援協議会などの機能充実を図ります。 →障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりや地域生活を支援するため、生活圏を同じとする糟屋中南部6町で自立支援協議会を運営しています。 ●各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、情報交換や情報の共有を図ることで、複雑かつ多問題化している福祉課題の解決に努めます。 →保健所主催の精神保健分科会などの各連携会議に出席し、関係機関と情報共有を行い、連携強化を図りました。 ●生活に困窮する人や世帯に対し、役場内での連携を図り、相談支援につながるよう努めます。 ●地域で活動している相談支援のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら、複雑かつ多問題化した福祉の課題を抱える人や世帯の包括的な相談支援に応じていく体制づくりをすすめます。 →自立支援協議会において、相談支援部会を開催し、地域の相談支援体制の充実、相談支援専門員の資質向上を図り、地域課題の抽出を目的に活動しています。
--	--

該当課：子育て支援課、健康課、福祉課、学校教育課

（２）安心して暮らせる地域づくり

1) 安心して暮らせる支援の充実

① 隣近所などでの身近な助け合いをすすめる

主 体	行動目標
公助	●隣近所など地域の人たちが同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。 →子育て支援課では、ファミリー・サポート・センターを設置し、子育てにおける有償のボランティア活動を実施しました。（令和5年度援助活動回数：826回）

該当課：全課

② 地域での組織的な支援をすすめる

主 体	行動目標
公助	●町内会やシニアクラブ、民生委員・児童委員や福祉推進委員、福祉協力員などによる見守り活動の推進を支援します。 →見守りを行う町内会や民生委員・児童委員の活動を支援しました。 ●認知症高齢者等SOS ネットワークなど、行方不明者の情報をメールなどで知らせ、発見の協力を求める取組について、周知に努めます。 →認知症高齢者等SOS ネットワークについて広報・ホームページで周知しました。 ●ごみ出しや買い物、通院などの外出など、日常生活を送るために必要なことが十分にできずに困っている人や家族に対し、生活支援を行うための地域での支え合いの仕組みづくりに努めます。 →希望のあった町内会においてアンケート調査を実施し、日常生活における困りごとについて調査しました。

該当課:福祉課

③ 福祉事業の充実を図る

主 体	行動目標
公助	●複雑かつ多問題化している福祉課題の改善に向け、関係者間で連携・協働することで福祉サービス提供の充実に努めます。 ●住民からの求めに対応していくため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービス提供の充実に努めます。 →自立支援協議会の事務局会議を毎月開催し、糟屋中南部6町と委託相談支援事業所で連携を図り、地域課題について取り組んでいます。 →糟屋地区の高齢者福祉担当者間で各町の高齢者福祉サービスについて情報交換を行いました。 ●福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。 →自立支援協議会において、就労支援準備部会、児童支援部準備会を開催し、地域課題について協議等を行いました。

	●巡回バスの運用については、利用者の利便性を高めるための検討をすすめます。 →目的地まで安全に移動できるようオンデマンドバスの運行を開始しました。 ●福祉サービス事業者の選択には、第三者評価制度による評価内容を活用するよう住民へ啓発します。 →問い合わせがあった際に評価内容について、公表されているホームページ等を案内しています。 ●福祉サービスの利用にあたっての苦情解決のため、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度について周知します。 →福祉サービスについて苦情の相談があった場合は、苦情相談窓口等である福岡県運営適正化委員会を案内しました。 ●成年後見制度や日常生活自立支援事業について、わかりやすく周知・啓発するとともに、その利用促進を図ります。 →成年後見制度についての問い合わせがあった際に、パンフレットの配布や、ホームページにて周知し相談窓口を案内しています。
--	---

該当課：福祉課

2) いのちを守る支援の充実

① 虐待防止などのための支援を強化する

主 体	行動目標
公助	●小中学校では、児童虐待の防止・早期発見のため、職員研修等を行い、気にかかることがあったときには、関係機関にすみやかに相談するなど、適切に対応します。 →要保護対策地域協議会に小中学校も出席し、情報共有等を行い、気がかりなことがあれば協議できる体制を作っています。また、小中学校で開催される会議に出向き、不登校等で安否確認ができない子についても情報共有しました。 ●虐待や配偶者などからの暴力に関する問題について、啓発活動を充実させ、対応する相談や連絡の窓口の周知と機能充実に努めます。 →子育て支援課では、粕屋署主催の「かすや虐待防止ネットワーク会議」への参加や、協働して虐待防止の啓発をしました。 →広報やホームページでの啓発及び相談・連絡窓口を周知しました。 ●地域からの虐待に関する連絡に対し、すみやかに対応できる体制づくりに努めます。 →子ども家庭総合支援拠点において、専門職を配置して相談対応をしました。 →高齢者の虐待に関する通報があった際は、すみやかに事実確認を行いました。 ●虐待の発生防止や対応などにかかわる役場内関係課や関係機関間での連携強化と虐待防止施策の協議などをするために設置する虐待等防止ネットワーク会議の充実を図ります。 →令和5年度は虐待等防止ネットワーク会議を2回開催し、関係機関との意見交換を行い、情報共有や連携強化を図りました。また、「志免町子どもの権利条例と子どもの権利」についての講演を行いました。 ●虐待の被害にあった高齢者や障がいのある人を一時的に保護する施設について、いつでも対応できるよう確保に努めます。 →緊急時の宿泊場所の確保について、受入対応の体制整備を目指し、自立支援協議会において短期入所事業所等と会議を行っています。 →虐待の被害にあった高齢者をいつでも保護できる施設の確保はできませんでした。

	●虐待の被害にあった子どもや高齢者、障がいのある人などを保護した後、関係機関と連携しながら、安心安全な生活に向けた支援の充実を図ります。 →子どもに関しては、児童相談所・子育て支援課を中心に関係機関と連携しながら、子どもや家庭の支援を行いました。
--	---

該当課:まちの魅力推進課、子育て支援課、健康課、福祉課、学校教育課

② 災害時の避難に備える

主 体	行動目標
公助	●自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練などへの支援を行います。 →日本防災士会福岡県支部と連携し、防災に関するイベントや防災訓練など、自主防災組織の活動支援を行いました。 ●住民の防災意識を高めるよう、広報紙や講座などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。 →広報やホームページで地震や風水害などに関する記事を掲載し、災害に関する啓発を行いました。また、日本防災士会福岡県支部と連携して、地域において防災スタンプラリーや防災クイズなどを行い、防災意識の向上を図りました。 ●避難行動要支援者名簿の作成や活用などにかかわる取組についての理解と協力を求める取組をすすめます。 →避難行動要支援者名簿について、地域支援者となり得る町内会や民生委員・児童委員に協力を求めました。 ●災害時に必要となるさまざまな対応を想定して、避難準備情報などの伝達訓練や防災訓練を行うとともに、食糧などの備蓄をすすめます。 →町の備蓄基本計画に基づき、災害時に備えた食料や水などの備蓄品の補充・整備を行いました。 ●災害時に一般避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、福祉施設が活用できるように、施設側との協議をすすめます。

該当課:生活安全課、まちの魅力推進課、福祉課

(3) 参加がすすむ地域づくり

1) 学ぶ機会の充実

① 人権や福祉のことについて学ぶ

主 体	行動目標
公助	●人権や福祉をテーマとした講演会などを開催します。 ●各課係などで開催を予定している人権や福祉をテーマとした講演会などについて、調整の機会を設け、それぞれに関連付けるなどの工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。 ●認知症のある人もない人も参加できる認知症カフェを開催します。 →2カ所の認知症カフェのうち、1カ所は毎月、もう1カ所は不定期で開催しました。 ●小中学校では、児童生徒を対象に、人権や福祉について学ぶ機会の充実を図ります。 →総合学習などの授業で実施しました。

該当課:福祉課、社会教育課、学校教育課

② 福祉の制度や支援の方法について学ぶ

主 体	行動目標
公助	●保育園や小中学校などでは、児童生徒のみならず、保護者を含め、福祉や介護の制度やサービス、育児や子育てに対する不安の解消、介護や支援の方法などについての学ぶ機会をつくります。 →保育園や中学校の教室を借りて、出張子育てサロンを実施し、気軽に育児や子育ての相談ができる機会を提供しました。子育てに関する各種講座のチラシを各園に掲示するとともに、ホームページやLINEで情報の配信を行いました。ファミリー・サポート・センター利用に関するチラシを入園決定通知に同封し、保護者に案内しました。 ●出前講座などを通して、福祉制度や支援方法などについて理解を深める取組をすすめます。 →出前講座において、福祉サービス等に関する項目を設置し、ホームページで周知を行いました。 ●地域や学校などにおいて、認知症サポーター養成講座の開催をすすめます。 →4年ぶりに出前講座として、小学校で「認知症サポーター養成講座」を実施しました。

該当課:総務課、子育て支援課、学校教育課、福祉課

2) 地域での参加機会の推進

① 気軽に参加できる交流の場を広めていく

主 体	行動目標
公助	●地域で取り組む交流の場や機会の活動を支援します。 ●障がいのある人同士や、家族介護者もしくは子育て中の家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。 ●公共施設などのバリアフリー化について、今後も充実を図っていくとともに、新設の公共施設については、障がいのある人などの意見を取り入れながら整備をすすめ、交流の場や機会への参加の妨げの解消を図ります。

該当課：総務課、経営企画課、まちの魅力推進課、社会教育課、福祉課

② 地域の活動や行事に参加しやすくする

主 体	行動目標
公助	●地域活動の担い手となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。 ●地域や町内会で行われている活動や行事について広く紹介します。 ●町内会や各種団体などの活動を支援します。 ●地域活動の拠点となる町内会の公民館について、バリアフリー化を含む改修の検討をすすめます。

該当課：経営企画課、まちの魅力推進課、社会教育課、福祉課

3) ボランティア活動に参加しやすくする

主 体	行動目標
公助	●町内で活動するボランティア団体や活動内容、参加者の声などについて周知します。 ●ボランティア活動を始めやすい、また継続しやすい環境になるよう関係各課とさらなる連携を図り、関係機関と協働しながら支援をすすめます。 ●NPO法人やボランティア団体などと協働しながら、地域における福祉課題の解決に向けた取組をすすめます。 ●ボランティア活動に活用できるよう公共施設の利用に配慮します。

該当課：まちの魅力推進課、社会教育課、福祉課

す う ち も く ひ ょ う
3 数値目標

(1) ひつよう し え ん ち い き
必要な支援につながる地域づくり

【担当：志免町福祉課】

指標	令和5年度 実績	令和8年度 目標値
ち い き ほ う か つ し え ん そ う だ ん け ん す う 地域包括支援センター 相談件数 *地域包括支援センター：高齢者の総合相談窓口で高齢者の包括的な支援を行う機関	3,172 件	1,793 件
し ょ う が い し ゃ ざ い た く か い こ し え ん 障害者在宅介護支援センターおよび し ょ う が い じ そ う だ ん し え ん じ ぎ ょ う し ょ そ う だ ん け ん す う 障害児相談支援事業所 相談件数 *障害者在宅介護支援センター：在宅の障がい者などの相談機関 *障害児相談支援事業所：障がい児と発達の気になる子どもの相談機関	1,522 件	2,000 件
ち い き こ べ つ か い ぎ さん か じ つ か ん け い 地域ケア個別会議に参加した実関係 き か ん す う 機関数 *地域ケア個別会議：何らかの課題を抱えた高齢者に対する支援を検討する会議	34 機関	11 機関
し ょ う が い し ゃ こ ち い き じ り つ し め ん き ょ う ぎ か い 障害者（児）地域自立支援協議会 研修会に参加した実関係機関数 *障害者（児）地域自立支援協議会：地域の障がい福祉に関する協議を行うための協議会	60 機関	29 機関

【担当：志免町子育て支援課】

指標	令和5年度 実績	令和8年度 目標値
よ う ほ こ じ ど う た い さ く ち い き き ょ う ぎ か い こ べ つ 要保護児童対策地域協議会の個別ケ か い ぎ あ ん け ん か ず ース会議の案件数 *要保護児童対策地域協議会：何らかの課題を抱えた児童や保護者、妊婦に対する適切な保護・支援を図るための協議会	19 件	25 件

(2) あんしん くらしをもちき安心して暮らせる地域づくり

【担当：志免町福祉課】

指標		令和5年度 実績	令和8年度 目標値
にんちしょうこうれいしゃどう 認知症高齢者等SOSネ じぎょう ットワーク事業 ＊認知症高齢者等SOSネット ワーク事業：事前に登録をし た認知症の人が行方不明 になったときに、協力者の方 へ捜してメールを配信する 事業	どうろくしゃすう 登録者数	28 名	53 名
	きょうりよくしゃすう 協力者数	721 名	906 名

【担当：志免町生活安全課】

指標	令和5年度 実績	令和8年度 目標値
ぼうさい 防災メールまもるくんの登録者数 どうろくしゃすう ＊防災メールまもるくん：県内の防災気象情報 や避難勧告、徘徊・行方不明者の情報などを 登録者に配信するシステム	1,662 名	2,500 名

(3) さんか すすむちいき参加が進む地域づくり

【担当：志免町福祉課】

指標	令和5年度 実績	令和8年度 目標値
にんちしょう 認知症カフェの設置数 せっちすう ＊認知症カフェ：認知症の人やその家族、地域 住民、専門職などが気軽に集える居場所、 情報交換や相談などを行う場所	2 カ所	4 カ所

【担当：志免町子育て支援課】

指標	令和5年度 実績	令和8年度 目標値
りりゆうしゃすう リリーの利用者数 ＊リリーフ：志免町の中学生以上 18 歳未満の 子どもなら誰でも利用できる居場所、みん なが「安心して過ごせる・自分らしくいられる・ 自分の将来を見つける」場所	459 名	750 名

第3章 第8期志免町高齢者保健福祉計画

1) 高齢者の健康づくり

主 体	行動目標
公助	●特定健診、各種がん検診等の周知に努めるとともに、受診率向上を図ります。また、各種健(検)診の実施後は、生活習慣病重症化予防のため、事後指導や情報提供の充実に努めます。 →特定健診・がん検診等を継続して実施し、生活習慣病の重症化予防に努めました。 ●地域住民の健康状態やニーズを踏まえた健康に関する講座等を実施し、高齢者の心身の健康に対する意識の向上を目指します。 →フレイル予防や栄養に関する出前講座を実施し、高齢者の健康に対する意識の向上に努めました。 ●生活習慣病重症化予防や身体機能の維持・向上のために、歩いて通える公民館等で運動を気軽に続けられるような教室の開催等、仲間づくりや運動する場所を提供し、運動の習慣化を推進します。 →シーメイトでのウォーキングイベントを開催し、仲間づくりや運動の習慣化の推進に努めました。 ●すべての高齢者を対象とし、地域において介護予防のための自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加できるよう、介護予防に関する知識の普及、啓発や地域での自主的な介護予防活動支援を行います。 →地域の公民館等でうきうきルームを開催し、介護予防やフレイル予防の取組を推進しました。 →広報やホームページ、町立図書館での展示を通してフレイル予防の周知・啓発を引き続き実施し、介護予防・フレイル予防に対する意識の向上や取り組みの習慣化に努めました。 ●要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、要介護状態になることを予防するための事業等を実施します。 ●高齢者の実態を把握し、閉じこもり予防や介護予防の事業等を推進します。 →保健師による訪問・電話での聞き取りにより、高齢者の健康状態や生活状況を把握し、要介護状態になることの予防や引きこもり予防のため、地域で実施している介護予防事業や自宅でできる運動等の介護予防の取り組みを案内しました。 ●心の健康づくりや自殺防止対策を推進します。

	→精神保健福祉士による^{たいめん}対面および^{でんわそうだん}電話相談（こころの健康づくり相談）を実施するとともに、健康課内に精神保健福祉士を常時^{はいち}配置し、^{ずいじ}随時、精神保健に関する相談に^{たいおう}対応しました。 →自殺の危険を示すサインに^{きづ}気づき適切な対応ができる人を養成するゲートキーパー養成講座を実施し、自殺対応を支える人材育成を図りました。 →自殺対策強化月間（3月）にチラシの^{はいふ}配布、^{こうほう}広報への掲載などを集中的^{おこなう}に行うことで自殺防止対策の推進を図りました。
--	--

該当課：住民課、健康課、福祉課

① 介護予防事業対象者の把握事業

介護予防事業の対象者を把握し、要介護状態になることを予防するため、必要に応じて介護予防事業の参加につなげます。

【令和5年度の状況】

令和5年度中に80歳になる人と健康状態が気になる人等を保健師が訪問・電話にて、基本チェックリスト等を活用しながら健康状態や生活状況等を聞き取り、把握に努めました。

また、聞き取り時に健康課で実施している介護予防事業への参加や健診受診の案内を行うとともに、自宅でできる介護予防・フレイル予防の運動の紹介等の取り組みも行いました。

名称		単位	令和5年度	令和8年度
ア	訪問及び郵送による チェックリスト実施者数	人	153	430
イ	介護予防事業対象者 該当者数	人	31	129

② 高齢者通所型介護予防事業

主に介護予防事業対象者と判定された方に対して、運動・口腔・栄養機能向上及び認知症予防のためのプログラムを実施するため、町内の4つの医療機関に委託し、送迎付きの教室や体力測定を行い、評価しています。

【令和5年度の状況】

※令和3年度に事業中止としたため、実施はありません。

名称		単位	令和5年度
ア	教室実施数	回	事業廃止
イ	教室参加者数（実人数）	人	事業廃止

③ 高齢者地域生きがいづくり支援事業(うきうきルーム)

自宅から歩いて通える地域の公民館で、軽運動や脳トレーニングを通して、健康づくりや介護予防につなげることを目的とします。

【令和5年度の状況】

令和5年度は、全町内会の公民館等で2カ月に1回の頻度で実施し、介護予防・フレイル予防のための運動の実践や栄養・口腔ケアに関する講話などを行いました。

また、うきうきルーム実施時に自宅でできる運動や食生活の改善方法などの周知を行うことで、介護予防・フレイル予防の推進を図りました。

コロナ前と比較し、参加者が減少した地域もみられました。

名称	単位	令和5年度	令和8年度
ア うきうきルーム開催数	回	153	330
イ うきうきルーム参加者数 (延べ)	人	1,674	3,300

④ 高齢者はり・きゅう施術費助成事業

65歳以上の方の健康と福祉の向上につなげることを目的とし、はり・きゅう院で健康保険適用外の施術を受けた際に補助金を支給する事業です。

【令和5年度の状況】

新型コロナウイルスの影響が少なくなり、利用の増加が見込まれましたが、支給決定回数、利用者数ともに減少しました。個人申請のみとすることで、適正な利用を徹底できています。

名称	単位	令和5年度	令和8年度
ア 支給決定回数	回	235	増加
イ 利用者数	人	25	増加

2) 認知症に対する取組

主 体	行動目標
公助	● 認知症についてあらゆる機会を通じて周知することに努めます。 ● 認知症初期集中支援チーム等により、早期段階から適切なサービスにつながるよう支援します。 ● 認知症に対する地域住民の理解を深めるため、講演会や認知症サポーター養成講座の開催、出前講座等により啓発します。 ● 認知症サポーターを実践の活動につなぐなど、認知症の方やその家族を地域で支援する体制を構築します。

	●認知症の方も参加できる認知症カフェ等の「つどい場」の充実を支援し、認知症高齢者を介護している家族が同じ境遇の人や地域の人と交流することで負担感の軽減につなげます。 ●徘徊高齢者の搜索を円滑に行い早期発見につなげるよう、認知症高齢者等徘徊SOS ネットワーク（徘徊高齢者探してメール）の活用を図ります。 ●町民向けの講演会や成年後見制度に関する勉強会等、あらゆる機会を通じて認知症高齢者に対する権利擁護の啓発に努めるとともに、成年後見制度等の理解と普及に努めます。
--	---

該当課：福祉課

① 認知症サポーター養成事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症に対する理解を広め、見守り・支援のネットワークを構築しています。認知症サポーター養成講座、認知症キャラバン・メイト及び認知症サポーターのスキルを向上させるための研修会等を開催しています。

【令和5年度の状況】

住民向けや小学生向けの認知症サポーター養成講座に加え、町職員向けの講座を初めて開催し、養成人数と講座回数は増加しています。

また、認知症になっても住みやすい仕組みづくりを推進するため、より実践的な内容のステップアップ講座を行う「認知症の方を孤立させないモデル事業」の中の、認知症サポーター養成講座を3町内会に実施しました。

名称		単位	令和5年度	令和8年度
ア	認知症サポーター年度別延べ養成人数：地域	人	181	現状維持
イ	講座回数	回	8	6
ウ	志免町キャラバン・メイト連絡会議	回	1	2

② 認知症高齢者等支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の早期発見・早期診断、容態に応じた適時・適切な医療・介護につなげる支援を行うとともに、地域住民及び認知症支援関係者とともに、見守り支援や居場所づくり活動に取り組めます。

【令和5年度の状況】

幅広い世代の方に認知症に関心をもってもらうために、認知症をテーマにした映画のオンライン上映会を行いました。

また、9月のアルツハイマー月間に合わせて、認知症に関するパネルやパンフレットの配架を行う認知症啓発イベント「はばたけオレンジ鶴」のコーナーを拡大して実施し、しめ広報に認知症の特集記事を掲載して「認知症高齢者捜してメール」の登録周知も行いました。

令和5年度の新たな試みとしてアルツハイマーデーに合わせて、堅坑櫓を認知症のテーマカラーであるオレンジ色にライトアップも行いました。

認知症初期集中支援チームについては、チーム員数を維持し、認知症の相談に多職種で支援できるようにしました。

名称	単位	令和5年度	令和8年度
ア 認知症初期集中支援チーム検討委員会開催回数	回	1	1
イ 認知症初期集中支援チーム活動延べ件数	件	22	現状維持
ウ 認知症高齢者SOS登録数	人	28	53

③ 高齢者成年後見制度利用支援事業

身寄りのない判断能力が低下した高齢者等の権利や財産を守るために、成年後見制度の利用を支援します。

【令和5年度の状況】

身寄りがいないなどの理由により成年後見制度の申立てができない高齢者の権利を擁護するため、町長申立の相談を受け付け、申立てを行いました。

名称	単位	令和5年度	令和8年度
成年後見制度の町長申立件数	件	1	現状維持

3) 穏やかで安らぎのあるまちづくり

主 体	行動目標
公助	● 高齢者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。 ● 福祉サービスの周知に努め、普及を図ります。 ● 高齢者や認知症等のある人に対する虐待や、配偶者等からの暴力に関する問題について、広報啓発活動の充実を図ります。

	● 地域からの虐待や配偶者等からの暴力に関する連絡に対し、すみやかに対応できる体制づくりに努めます。
--	--

該当課:まちの魅力推進課、福祉課

① 高齢者在宅相談事業

おおむね 65歳以上の高齢者及びその家族等に対し、介護保険サービス、高齢者サービス等の総合的な相談に応じ、適切な支援が受けられるように、地域や関係機関(医療機関、介護保険事業所、保健福祉事務所、役場内の他の部署等)との連絡調整及び相談助言を行います。

【令和5年度の状況】

相談者数、相談件数ともに増加傾向で、相談内容は多様化・複雑化しており、一度の相談では解決が難しくなっています。様々な関係機関との連携が必要なケースが継続しています。

名称	単位	令和5年度	令和8年度
ア 年間実相談者数	人	992	現状維持
イ 年間のべ相談件数	件	3,172	現状維持

高齢者地域ネットワーク事業

高齢者が最期まで住み慣れた地域で暮らせるよう、地域や関係機関との連携を図り、ネットワークづくりや介護支援専門員の支援等を行います。

【令和5年度の状況】

地域ケア個別会議は、定例で予定していた会議と処遇困難のケース会議を実施しました。また、過去に検討した事例の再評価を行い、会議の効果を検証することができました。介護支援専門員からの相談件数は増加しており、地域包括支援センターの職員も委託担当者会議に参加し、ネットワークづくりや介護支援専門員の支援を行いました。在宅医療介護の連携が図れるように、糟屋地区1市7町で粕屋医師会に在宅医療・介護連携推進事業の業務を委託し、在宅医療に関する住民講座や専門職向けの研修や会議を行いました。

3年ぶりに、町内での多職種連携研修会を開催しました。

名称	単位	令和5年度	令和8年度
ア 地域ケア会議開催回数	回	10	10
イ 地域の介護支援専門員の相談件数	件	731	現状維持

ウ	よぼうきゅうふ いたく 予防給付の委託 たんとうしゃ か いぎしゅっせきかいすう 担当者会議出席回数	回	175	現状維持
エ	たしよくしゅれんけいけんしゅうかい 多職種連携研修会 かいざいかいすう 開催回数	回	3	1

② 高齢者外出支援サービス事業

がいしゅつこんなん
外出困難なおおむね 65歳以上で要介護1～5の認定者の方を対象に、外出の援助
および介護者の負担軽減を図るため、病院や公的施設を利用する場合にリフト車を運行して
そうげい おこなうざいたく
送迎を行う在宅サービスです。

【令和5年度の状況】

さくねんど くらべととうろくしゃ じつりようしゃ ぞうか
昨年度と比べて登録者、実利用者ともに増加しています。今後も在宅で生活する要介護
にんていしゃ ふ え じゅよう ぞうか み こ
認定者が増え、需要の増加が見込まれます。

	名称	単位	令和5年度	令和8年度
ア	とうろくしゃすう 登録者数	人	128	増加
イ	じつりようしゃすう 実利用者数	人	245	増加

③ 在宅高齢者紙おむつ給付事業

ざいたくかいごしゃ たいする かいごふたんけいげん もくてき かみ
在宅介護者に対する介護負担軽減を目的として、紙おむつが常時必要な方に紙おむつ
はいたつ げんぶつきゅうふ おこなう
の配達（現物給付）を行うサービスです。

【令和5年度の状況】

ようかいご いじょう ようけん み た すかた たいし つき5 000えん じょうげん かみ
要介護3以上などの要件を満たす方に対し、月5,000円を上限に紙おむつの給付を
おこないました
行いました。

	名称	単位	令和5年度	令和8年度
ア	かみ きゅうふじぎょう 紙おむつ給付事業 けっていしゃすう 決定者数	人	77	増加

④ 高齢者等住宅改造費助成事業

まいたく せいかつ
在宅で生活している要介護認定者が自立した日常生活を過ごすため、住宅改修を行う
ばあい かいしゅうひ いちぶ じょせい
場合にその改修費の一部を助成します。

【令和5年度の状況】

しんせい しきゅうけつてい おこない
2件の申請があり、支給決定を行いました。

	名称	単位	令和5年度	令和8年度
ア	しきゅうけつていすう 支給決定数	件	2	現状維持

⑤ 高齢者食の自立支援サービス事業

介護保険認定や障害者手帳をお持ちの方で、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等支援が必要な方を対象に、安否確認を目的としてお弁当の配達を行う事業です。

【令和5年度の状況】

利用の要件を満たした見守り安否確認が必要な方に対し、1食250円を限度に補助をおこないました。受給者数は増加しています。

名称	単位	令和5年度	令和8年度
はいしよくじきゅう けつてい しやすう 配食受給(決定)者数	人	80	増加

・ ⑥ 高齢者緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう、緊急通報装置を設置するサービスです。緊急事態発生時、協力員(近隣の住民等)への訪問依頼、救急車の要請、家族への連絡等、迅速な救助活動を行います。

また、月に1回利用者に委託業者から電話連絡による安否確認を行います。

【令和5年度の状況】

登録件数は増加しています。令和5年度から対象者の要件を拡充しました。

名称	単位	令和5年度	令和8年度
とうろくけんすう ねんとまつげんざい 登録件数(年度末現在)	件	58	増加

⑦ 高齢者虐待防止対策事業

高齢者等の虐待を防止するため、地域包括支援センターや関係課、関係機関等と連携し、地域での見守り体制の充実・強化を推進し、虐待の防止、早期発見の取組を行っています。

【令和5年度の状況】

通報や相談があった場合は、聞き取りや訪問等により虐待状況の確認・判定を実施し、必要に応じて緊急ショートステイを行います。

名称	単位	令和5年度
ア つうほう そうだんうけつけけんすう 通報・相談受付件数	件	2

(2) 安心して暮らせる地域づくり

1) 地域での支え合い

主 体	行動目標
公助	●町内会やシニアクラブ、民生委員・児童委員や福祉推進委員、福祉協力員等によるひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯等、支援が必要な人や世帯の見守り活動の推進を支援します。 ●ごみ出しや買物・通院等の外出等、日常生活が十分にできず、困っている人や家族に対し、生活支援を行うための地域での支え合いの仕組みづくりに努めます。 ●迅速かつ的確に対応するため、防災体制の充実強化を図ります。 →防災体制の充実強化には、地域防災力の要となる消防団員の確保が必要なため、消防団員に興味を持ってもらえるよう、広報やホームページで活動内容の周知を行いました。 ●災害時避難行動要支援者への支援体制を構築し、推進します。 →災害時に避難の支援が必要な方を記載した台帳である「避難行動要支援者台帳」の更新を行い、地域支援者となり得る町内会や民生委員・児童委員に提供しました。

該当課: まちの魅力推進課、生活安全課、福祉課

① 生活支援体制整備事業

多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを目指し、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等のコーディネートを行う「生活支援コーディネーター」及び、地域住民と関係機関が地域の情報を共有し、話し合う場となる「協議体」の設置により、住民同士の支え合いの体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備します。

【令和5年度の状況】

生活支援コーディネーターが地域活動の支援を行い、地域の支え合いの仕組みを構築しています。令和5年度は「高齢者にとって住みよい志免町を考えるふくしのまちづくり交流会」を開催し、事業所と地域の関係づくりを支援しました。

名称	単位	令和5年度	令和8年度
ア かつどうかいすう 活動回数	回	1,016	増加

② 敬老行事地域活動支援事業

敬老行事を実施する町内会に対してその経費の一部を補助します。

【令和5年度の状況】

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したことにより、令和5年度は祝賀会を再開した町内会が多く見られました。

	名称	単位	令和5年度	令和8年度
ア	補助を行った町内会数	町内会	30	現状維持
イ	敬老行事参加高齢者数	人	8,843	増加

③ 敬老祝金給付事業

本町に住所を有する高齢者に対し、敬老の意を表し、敬老祝い金を支給し、その福祉の増進を図ることを目的としています。

【令和5年度の状況】

住民基本台帳に記載されている満77歳、満80歳、満88歳、満90歳、満99歳の方及び満100歳以上の方へ敬老祝い金を支給しました。令和6年度から対象年齢を見直し、満77歳、満88歳、満99歳及び満100歳となります。

	名称	単位	令和5年度	令和8年度
ア	対象者数	人	1,363	減少

④ 高齢者見守り活動推進事業

高齢で支援が必要な人を早期に把握し、具体的な支援につなげたり、地域社会において孤立することなく安心して地域で生活できるよう、高齢者の見守り活動を推進するため、希望する関係団体（社会福祉協議会及び町内会）に対し、70歳以上の単身者及び75歳以上のみ世帯の高齢者の情報を提供します。

【令和5年度の状況】

令和5年度は、14団体に対し情報の提供を行いました。

	名称	単位	令和5年度	令和8年度
ア	情報の提供を行った町内会数	団体	14	増加

⑤ 災害時要援護者支援対策事業

大雨や地震等の災害が発生した際に的確に対応できるよう、災害時要援護者の援護活動を行うため、平成22年度に災害時要援護者支援計画を策定し、平成26年度には、要援護者の該当リストである避難行動要支援者名簿を作成しています。これらを活用して、避難支援の対象者への災害を想定した事前の支援や発生後の救援活動が迅速に行えるようにします。

【令和5年度の状況】

令和4年度の対象者に対し、通知の送付を行いました。令和5年度は登録希望者の精査を行いました。

名称	単位	令和5年度
ア ひなんこうどうようしえんしゃめいぼけいさいしやう 避難行動要支援者名簿掲載者数	人	1,097
イ ようえんごとうろくしやう 要援護登録者数	人	177

(3) 参加が進む地域づくり

1) 生きがいのあるいきいきとした暮らし

主 体	行動目標
公助	● 高齢者の自主的な福祉活動の推進、社会参加の促進、交流づくりの場の拡充を図ります。 ● 今後も多くの高齢者が就労を通して生きがいを感じながら地域社会で活躍できるよう、支援します。

該当課：福祉課

① シルバー人材センター運営補助事業

高齢者が現役時代に築いた技術・能力を社会に生かすことにより、就労を通じて生きがいづくりや健康増進を図るためにシルバー人材センターの活動を支援しています。

【令和5年度の状況】

補助金の交付による支援のほか、各課にシルバー人材センターへの発注を呼びかけました。

名称	単位	令和5年度	令和8年度
ア かいいんすう ねんどまつ 会員数(年度末)	人	254	増加

2) ふれあいと交流のあるまちづくり

主 体	行動目標
公助	● 地域住民の交流促進のため、交流の場の拡充や交流活動の促進を支援します。 ● 各種イベントや事業を通じた社会参加や多世代交流を推進します。 ● 今後も魅力あるシニアクラブづくりや参加促進のための支援を行っていきます。

該当課：まちの魅力推進課、社会教育課、福祉課

① ち い きこうみんかんかつどうし えん じぎょう 地域公民館活動支援事業

かくちょうないかい ちょうみん きょうよう こうじょう けんこう ぞうしん じょうそう じゅんか はかり せいかつぶん か しんこう しゃかい
各町内会の町民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会
ふくし ぞうしん き よ もくてき じ ち こうみんかん おこなうきょういく かくじゅつおよびぶんか かんする
福祉の増進に寄与することを目的とした、自治公民館が行う教育、学術及び文化に関する
かくしゅ じぎょう かつどう し えん とりくみ おこなって
各種の事業・活動を支援する取組を行っています。

【令和5年度の状況】

こうみんかんちやうかい じっし こうみんかんしゅ じれんらくきやうぎかい かいぎ さんか 、いけんこうかん おこなって
公民館長会の実施や公民館主事連絡協議会の会議に参加し、意見交換を行っています。ま
ち い きこうみんかん おこなうじぎょう じよげん ほじょきんこう ふ じ お など おこない
た地域公民館が行う事業への助言・補助金交付事務等を行いました。

	名称	単位	令和5年度	令和8年度
ア	こうみんかん ほ じょきんがく 公民館補助金額	千円	11,430	11,550
イ	こうみんかんちやうかい い ぎかいさいすう 公民館長会議開催数	回	3	3
ウ	こうみんかんしゅ じかいぎかいさいすう 公民館主事会議開催数	回	7	7

② ふくし かしだしじぎょう 福祉バス貸出事業

ちょうない かくしゅほ じょだんたい ちょうないかい まち しっこうきかんと おこなうちやうさ けんきゅう けんがくどう かつどう
町内の各種補助団体や町内会、町の執行機関等が行う調査、研究、見学等の活動に
さいし いどうしゅだん かしきり りよう
際し、移動手段としてバスを貸切りで利用することができます。

【令和5年度の状況】

しんがた えいきやう へ り もうしこみ ぞう か
新型コロナウイルスの影響が減り、申込が増加しました。

	名称	単位	令和5年度	令和8年度
ア	ふくし りようにんずう 福祉バス利用人数	人	1,921	1,600

③ じゅんかい うんこうじぎょう 巡回バス運行事業

ちょうないこうきやうし せつ ふくしし せつどう りよう さい りべんせい はかる やくばどう けいろ
町内公共施設、福祉施設等を利用する際の利便性を図るため、シーメイト・役場等を経路
として町内を6コースに分け3台のバスで1日24便運行し、利用者はだれでも無料でバスを
ちょうない わ け だい にち びんうんこう 、りようしゃ むりよう
利用することができます。

【令和5年度の状況】

どうにゆう ともない れいわ ねんど はいし
オンデマンドバスの導入に伴い、令和5年度をもって廃止となっています。

	名称	単位	令和5年度
じゅんかい	りようしゃすう のべにんずう 巡回バス利用者数(延べ人数)	人	55,768

④ シニアクラブ^{れんごうかい}連^{しえん}合^{おこな}会^い活動^{じぎょう}支^し援^{えん}事^じ業^{ぎょう}

シニアクラブ^{れんごうかい}会^{しえん}員^{おこな}の教^{きょう}養^{よう}の向^{こう}上^{じょう}、健^{けん}康^{こう}の増^{ぞう}進^{しん}及^{およ}び地^ち域^{いき}社^{しゃ}会^{かい}と^の交^{こう}流^{りゅう}を^はか^{かる}る^ため^に、シニア
クラブ^{れんごうかい}連^{しえん}合^{おこな}会^いへ^の支^し援^{えん}を^{おこな}い^{ます}。

【令和5年度の状況】

コ^わロ^な禍^{わざわい}で中^{ちゅう}止^しとな^って^いた大^{たい}会^{かい}が4^{ねん}年^ぶり^に再^{さい}会^{かい}さ^れま^した[。]高^{こう}齢^{れい}期^きの働^{はたら}き^{かた}や居^い場^ば所^{しょ}
の選^{せん}択^{たく}肢^しが^ふえ[、]会^{かい}員^{いん}数^{すう}の減^{げん}少^{しょう}や役^{やく}員^{いん}の^てぶ^{そく}な^り手^て不^ふ足^{そく}と^いっ^た課^か題^{だい}が^あり^ます[。]今^{こん}後^ごも^こう^{ほう}や
ホ^かー^まー^{ページ}で活^{かつ}動^{どう}状^{じょう}況^{きょう}や会^{かい}員^{いん}募^ぼ集^{しゅう}に^っつ^いて周^{しゅう}知^ちする^た等[、]支^し援^{えん}を^{けいぞく}継^{けい}続^{ぞく}して^いき^ます[。]

名称		単位	令和5年度	令和8年度
ア	連 ^{れんごうかい} 合 ^{かい} 加 ^{かにゅう} 入 ^い シニアクラ ブ数 ^{（各年度当初）}	団体	13	増加

⑤ 地^ち域^{いき}シニアクラブ^{かつどうしえんじぎょう}活動^{じぎょう}支^し援^{えん}事^じ業^{ぎょう}

地^ち域^{いき}のシニアクラブに^{さん}加^か入^{にゅう}する^こと^{によ}っ^て、毎^{まい}日^{にち}を^{けん}康^{こう}で^{いき}い^きと^お過^{すご}す^こが^でき^る
よ^うに[、]シニアクラブに^ほじ^ょ金^{きん}を^{こう}付^ふし[、]そ^の活^{かつ}動^{どう}を^{しえん}支^し援^{えん}して^いま^す。

【令和5年度の状況】

コ^わロ^な禍^{わざわい}で^あま^りで^きて^いな^かっ^た活^{かつ}動^{どう}が^{さい}再^{さい}開^{かい}さ^れは^じめ^まし^たが[、]高^{こう}齢^{れい}期^きの働^{はたら}き^{かた}や
居^い場^ば所^{しょ}の選^{せん}択^{たく}肢^しが^ふえ[、]会^{かい}員^{いん}数^{すう}の減^{げん}少^{しょう}や役^{やく}員^{いん}の^てぶ^{そく}な^り手^て不^ふ足^{そく}と^いっ^た課^か題^{だい}が^あり^ます[。]今^{こん}後^ごも^こう^{ほう}
広^{こう}報^{ほう}やホ^かー^まー^{ページ}で活^{かつ}動^{どう}状^{じょう}況^{きょう}や会^{かい}員^{いん}募^ぼ集^{しゅう}に^っつ^いて周^{しゅう}知^ちする^た等[、]支^し援^{えん}を^{けいぞく}継^{けい}続^{ぞく}して^いき^ます[。]

名称		単位	令和5年度	令和8年度
ア	地 ^ち 域 ^{いき} シニアクラブ ^{すう} 数 ^{（連合会未加入含む）}	団体	15	増加
イ	地 ^ち 域 ^{いき} シニアクラブ ^{かい} 会 ^{かい} 員 ^{いん} 数 ^{（連合会未加入含む）}	人	669	増加

第4章 志免町障がい者プラン

第6期志免町障がい福祉計画・第2期志免町障がい児福祉計画

(1) 必要な支援につながる地域づくり

1) 生活支援

取 組	行動目標
学校教育における人権教育・福祉教育の充実	ノーマライゼーション社会の実現のために、幼い頃から人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努めます。 また、障がい者への正しい知識と認識を深めるために、今後も引き続き、小・中学校における交流及び共同学習の場を積極的に設け、互いに認め合い、支え励まし合える豊かな人間関係の育成に努めます。
教職員の資質の向上と支援体制の充実	特別支援教育の充実のため、特別支援学級や通級指導教室の担当者の研修等を一層充実させ、自閉症スペクトラムなど、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制の充実を図ります。 また、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促進し、教職員の資質向上を目指します。
障がい者団体等の積極的活用	障がい者の有する様々な問題や障がいの特性について、直接障がい者や障がい福祉関係者から話を聞ける機会を設けられるよう、障がい者や障がい者団体、サービス事業者等の活用による人権教育・福祉教育の充実に努めます。
啓発イベントと交流の充実	福祉事業所や団体で実施している地域との交流イベント等の活動を周知して参加者の拡大を図ります。また、障がいのある方が参加できるサークルや趣味の活動、ボランティア団体等の情報を積極的に提供し、活動の促進に努めます。
地域の活動・行事や集まりの中での交流の促進	障がい者が地域で自立した生活を送るために、地域の行事や集まりの中で、障がい者の地域生活について共に考える機会が増えるよう、町内会や子ども会育成会等が地域で行う行事等に、障がいのある方が積極的に参加し、交流がさらに広まるよう促します。
障害者差別解消法への対応	障害者差別解消法に基づき、社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
相談支援体制の充実	障がい福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実に努めます。

	さらに町内外の各種相談機関との連携を図るとともに、広報紙等でのPRを充実することにより、利用を促進します。 →障がい者在宅介護支援センターを設置し、相談体制の充実を図っています。
地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化	「糟屋中南部障害者(児)自立支援協議会」を地域の社会資源間のネットワークの核として、この地域が抱えている障がい者支援の課題の解決や、困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図ります。 →自立支援協議会において、研修会や部会等を開催し、糟屋中南部6町の事業所等関係機関の連携を図っています。

取 組	行動目標
障がい者の権利擁護の充実	日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発を推進し、活用を促進することにより、障がい者の権利擁護の充実を図ります。 さらに、障がい者の地域移行を進める上で、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であるとの認識に立ち、地域における権利擁護のほうさく方策などについて検討します。
介護給付体制の充実	居宅介護等訪問系サービスの提供による日常生活の支援の充実を図るとともに、常時介護を必要とする重度障がい者や医療的なケアが必要な方など、障がい者の多様な介護ニーズに対応していきます。
短期入所(ショートステイ)・日中一時支援の提供体制の充実	在宅で生活している障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの利用が安心して行えるよう、短期入所サービスの利用促進に努めます。また、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的見守り等の支援を行う事業の必要なサービス量の確保と利用促進を図ります。
移動支援等の充実	障がい者の社会参加を積極的に進めるための、外出時における「移動支援」については、必要とされる方が適切に利用できる体制を整え、質の向上と必要量の確保に努めます。 また、重度の障がい者で行動障がいがある方に対する支援としては「行動援護」、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対する支援としては「同行援護」の質の向上と必要量の確保に努めます。
入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実	グループホームの入居等の体験機会及び場の提供、短期入所の利便性の向上等による緊急時受入体制の確保を進め、地域生活支援の拠点等の整備に努めます。
相談支援体制及び児童発達支援の充実	子ども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めたトータルな支援ができ、また保育所・幼稚園・学校・医療機関・福祉サービスなどの関係機関をつな

	ぐことによる継続的な支援が行えるよう、相談支援体制の充実に努めます。 また、関係機関・事業所が連携を図り、障がい種別に関わらず適切なサービスを、できる限り身近な場所で受けられるよう、児童発達支援体制の一層の充実を図ります。
障がい児保育及び保育所等訪問支援サービスの充実	発達に課題がある子どもや障がい児が、生まれ育った地域の保育所、幼稚園で保育・教育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育園・幼稚園での受け入れを行うよう努めるとともに、子どもの心身の状況の正確な把握に努め、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実は図ります。 また、障害児通所支援事業所等が、保育所等の育ちの場での支援に協力できるよう保育所等訪問支援サービスの充実を図ります。
療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実	発達に課題がある子どもや障がい児の保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がい児に関わる療育・教育相談や就学指導についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し周知に努めます。 →チラシや県作成のパンフレットなどを幼稚園・保育園に配り、案内してもらうよう依頼をしています。
教育相談・就学指導体制の充実	多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。
個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の実践	発達に課題がある子どもや障がいのある子ども一人ひとりの状態と乳幼児期から入学・進学などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関において円滑な情報共有を図ることができる体制を構築します。 →発達に課題のある子どもが、就学・進学・転校等、環境の変化があった場合は、関係機関に情報提供を適切に行い、サポートを円滑に受けられるよう対応しました。
取 組	行 動 目 標
放課後等デイサービスの充実	学齢期における支援の充実のため、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立の促進を図ります。
障がい児とその保護者同士の交流の促進	障がい児の保護者は、さまざまな不安や悩みを一人で抱え込み、地域の中で孤立してしまうことも少なくありません。障がい児とその保護者同士が交流の機会を持つことで、お互いの経験を活かし、いつでも気軽に相談しあえる関係づくりができるよう、保護者と町・関係機関との協働で交流の場を設け、交流の促進を図ります。

該当課：学校教育課、まちの魅力推進課、子育て支援課、健康課、社会教育課、福祉課

(2) 安心して暮らせる地域づくり

1) 保健・医療

① 保健・医療・リハビリテーションの充実

取 組	行動目標
障がい者の保健に関する情報提供と特定健診の受診勧奨	障がい者の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図るとともに、障がい者にも受診しやすい健診体制の整備に努め、障がい者の受診をすすめます。 →特定健診・がん検診を実施するとともに、身体障害者手帳・精神保健福祉手帳Ⅰ・Ⅱ級、療育手帳のAを保持している人には、がん検診料金の自己負担の減免を行い、経済的負担の軽減に努めました。
医療及びリハビリテーションの充実	身体障害者手帳のⅠ・Ⅱ級、療育手帳のA、精神障害者手帳Ⅰ級の認定を受けている人が医療機関を受診する際の自己負担分を補助する重度障害者医療費助成事業や自立支援医療制度の利用を促進し、医療費の負担軽減を図ります。 症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や町内周辺の医療機関との連携により、適切な医療及びリハビリテーションにつなげ、治療と二次障がいの予防に努めます。 →ホームページに自立支援医療（精神通院医療）や精神保健福祉手帳の制度、申請方法等を掲載し、利用の促進を図りました。

該当課：健康課、福祉課

② 精神保健対策の充実

取 組	行動目標
啓発・広報による制度の利用促進	自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障害者保健福祉手帳制度等について、啓発・広報により利用の促進を図ります。 →ホームページに自立支援医療（精神通院医療）や精神保健福祉手帳の制度および申請方法等を掲載し、利用の促進を図りました。
精神障がい者の地域移行、地域生活継続のための支援	精神科病院をはじめ、相談支援事業所、福祉サービス事業者等の関係機関との連携を図りながら、長期在院者の円滑な退院促進を図るとともに、地域生活への移行を円滑に進めます。 →ケア会議等に出席し退院後の生活について協議するなど、関係機関と連携しました。

該当課：健康課、福祉課

③ 障がい^{しょうがい}の原因となる疾病^{げんいん}等の予防・治療^{しゅべいとう よぼう ちりょう}

取 組	行動目標
妊産婦 ^{にんさんぶ} に対する保健 ^{たいするほけん} 事業 ^{じぎょう} の充実 ^{じゅうじつ}	妊娠^{にんしん}初期^{しよき}から異常^{いじょう}の早期^{そうきはっけん}発見^{あんぜん}、安全^{しゅっさん}な出産^{おこなえる}が行えるように妊婦健康診査^{にんぶけんこうしんさ}に対する助成^{たいするじょせい}や妊婦^{にんぶ}に対する相談^{たいするそうだん}、特定妊婦等^{とくていにんぶどう}への訪問^{ほうもん}指導^{しどうとう}等の充実^{じゅうじつ}に努めます。 → 集団^{しゅうだん}や個別^{こべつ}でマタニティ教室^{またにていきょうしつ}を開催^{かいさい}したり、特定妊婦^{とくていにんぶ}を訪問^{ほうもん}したりするなど、安全^{あんぜん}な出産^{しゅっさん}への支援^{しえん}を行いました。
乳幼児期 ^{にゅうようじき} における疾病 ^{しゅべい} や障がい ^{しょうがい} の早期 ^{そうきはっけん} 発見 ^{しゅう} ・早期 ^{そうき} 治療 ^{はっけん} ・早期 ^{そうき} 療育 ^{りょういく} の推進 ^{すいしん}	乳幼児健診^{にゅうようけんしん}により乳幼児^{にゅうようじ}の成長^{せいちょう}発達^{はつたつ}を確認^{かくにん}し、必要^{ひつよう}に応じて訪問指導^{おうじてほうもんしどう}や相談^{そうだん}、子育て支援教室等^{こそだてしえんきょうしつどう}でのフォロー^{ふおるー}、医療機関^{いりようきかん}への受診^{じゅしん}勧奨^{かんしょう}を行い、疾病^{しゅべい}や障がい^{しょうがい}の早期^{そうきはっけん}発見^{しゅう}、早期^{そうき}治療^{はっけん}、早期^{そうき}療育^{りょういく}を推進^{すいしん}します。 → 乳幼児健診^{にゅうようけんしん}を実施^{じっし}し、異常^{いじょう}の早期^{そうきはっけん}発見^{しゅう}・早期^{そうき}治療^{はっけん}に努め^{つとめ}、相談^{そうだん}支援^{しえん}や、早期^{そうき}療育^{りょういく}支援^{しえん}の利用^{りよう}を促^{うなが}しました。
生活習慣病 ^{せいかつしゅうかんびょう} の予防 ^{よぼう} と早期 ^{そうきはっけん} 発見 ^{しゅう} ・早期 ^{そうき} 治療 ^{はっけん} の促進 ^{そくしん}	特定健診^{とくていけんしん}と保健指導^{ほけんしどう}により生活習慣病^{せいかつしゅうかんびょう}の予防^{よぼう}と早期^{そうきはっけん}発見^{しゅう}・早期^{そうき}治療^{はっけん}を図^{はかる}るとともに、平成26年度^{へいせい26ねんど}に施行^{しこう}した町の健康増進計画^{けんこうぞうしんけいかく}「健康しめ21」に基づき^{もとづき}、若い^{わかい}うちからの予防重視^{よぼうじゅうし}の健康づくり運動^{けんこうづくりうんどう}を展開^{てんかい}し、生活習慣病^{しゅうかんびょう}およびそれに起因^{きいん}する障がい^{しょうがい}の予防^{よぼう}に努めます。 → 個別^{こべつ}に保健指導^{ほけんしどう}を行う等^{おこなうなど}、生活習慣病^{せいかつしゅうかんびょう}の重症化^{じゅうしやうか}予防^{よぼう}に努めました。
精神疾患等 ^{せいしんしっかんとう} の予防 ^{よぼう} と早期 ^{そうきはっけん} 発見 ^{しゅう} ・早期 ^{そうき} 治療 ^{はっけん} の促進 ^{そくしん}	心の健康増進^{こころのけんこうぞうしん}やストレス対策^{すとしすたいでさく}として、精神保健福祉士^{せいしんほけんふくしし}による相談^{そうだん}により、疾病^{しゅべい}や障がい^{しょうがい}の早期^{そうきはっけん}発見^{しゅう}・早期^{そうき}治療^{はっけん}及び日常生活^{そくじつせいふく}の支援^{しえん}に努めます。 → 精神保健福祉士^{せいしんほけんふくしし}による対面^{たいめん}および電話相談^{でんわそうだん}（こころの健康づくり相談^{けんこうづくりそうだん}）とあわせて健康課内^{けんこうか}に精神保健福祉士^{せいしんほけんふくしし}を常時配置^{じょうじはいち}し、随時^{ずいじ}、精神保健^{せいしんほけん}に関する相談^{かんするそうだん}に対応^{たいおう}することで、疾病^{しゅべい}の早期^{そうきはっけん}発見^{しゅう}や支援^{しえん}の早期^{そうき}介入^{かいにゅう}に努めました。

該当課：健康課、福祉課、子育て支援課

2) 生活環境^{せいかつかんきやう}

取 組	行動目標
公共施設 ^{こうきょうしせつ} 及び歩行空間 ^{おほきんくわん} のバリアフリー化 ^か の促進 ^{そくしん}	バリアフリー新法^{ばりあふりーしんぽう}や福岡県福祉^{ふくおかけんふくし}のまちづくり条例^{ていれい}の整備基準^{せいびきくせん}に適合^{ていごう}するよう、公共施設^{こうきょうしせつ}の改修^{かいしゆ}、整備^{せいび}をさらに促進^{そくしん}するとともに、町内主要道路^{ちうちょうしやうだう}の段差^{だんさ}の解消^{かいしょう}、歩行帯^{おほきんたい}の整備^{せいび}など歩行空間^{おほきんくわん}のバリアフリー化^かに努めます。
ユニバーサルデザイン ^{ゆにばーさるでざいん} によるまちづくりのための啓発活動 ^{けいはつ} の充実 ^{じゅうじつ}	ユニバーサルデザイン^{ゆにばーさるでざいん}によるまちづくりが、障がい^{しょうがい}者^{しや}をはじめ、すべての人々^{ひとびと}にとって暮らしやすいまちづくりであることの啓発^{けいはつ}に努め、行政^{ぎやうせい}、町民^{ちやうみん}および事業者^{およびじぎやうしや}が一体^{いったい}となって、まちづくりに取り組んでいきます。
多様な手段 ^{たやうしゆだん} による情報 ^{じやうほう} 提供 ^{ていきやう} の充実 ^{じゅうじつ}	各種^{かくしゆ}のサービス情報^{じやうほう}や施設情報^{しせつじやうほう}、団体情報^{だんたいじやうほう}、イベント情報^{いふんとじやうほう}など、保健^{ほけん}、医療^{いりよう}、福祉^{ふくし}に関する様々な情報資料^{かんするさざまなじやうほうしりよう}については、プライバシー^{ぷらいいばしー}の保護^{ほご}に配慮^{はいりよ}しながら、町民^{ちやうみん}の誰もが手軽^{だれ}に入手^{てが}できるよう、広報紙^{こやうし}や町ホームページ^{ちやうほうし}を活用^{かっつやう}した情報提供^{じやうほうていきやう}の更なる充実^{さら}を図ります。

	→こころの健康づくり相談（精神保健福祉士による対面および電話相談）に関する情報について、広報やホームページ、公式LINEによる周知を行いました。
「障がい者福祉のしおり」の定期的な更新	現在、障がい者手帳取得の際に配布している、障がい者に対する各種サービスの内容や利用条件、問い合わせ窓口等を紹介した「障がい者福祉のしおり」をより分かりやすいものになるよう見直し、制度改正等に合わせて定期的に更新します。 →「障がい者福祉のしおり」を見直し、手帳交付の際に配布しています。
町ホームページのウェブアクセシビリティの確保	町のホームページが障がい者を含めた誰もが利用できるものとなるよう、ウェブアクセシビリティを確保します。
コミュニケーション支援とその担い手の確保	聴覚に障がいがあり、コミュニケーションが困難な障がい者に対し、手話通訳者の派遣を行うとともに、その担い手となる手話奉仕員等の育成及び要約筆記者の派遣に努めます。 →手話奉仕員養成講座を糟屋南部3町合同で開催しました。
障がい者への虐待防止	障害者虐待防止法と障がい者虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、志免町虐待防止等ネットワーク会議を活用し、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。
障がい者の権利擁護の充実	関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する研修会や講座等への参加を奨励し、これらの制度及び事業の普及・啓発を推進するとともに、地域における権利擁護の方策などについて検討します。

該当課：総務課、都市整備課、社会教育課、まちの魅力推進課、子育て支援課、健康課、福祉課

3) 防災・防犯

取 組	行 動 目 標
災害の知識及び対処法についての啓発・広報	平時から町の広報紙、ホームページ、防災関連マップなどの広報媒体を通じ、災害情報について必要な広報を行います。 →広報やホームページで地震や風水害などに関する記事を掲載し、災害に対する啓発を行いました。 また、災害時要援護者登録制度の更なる周知を図り、関係機関と連携し、災害に対する対処法についての啓発を行います。 →避難行動要支援者台帳の登録対象者に直接登録の案内を送付し、登録することを促しました。また、福祉サービスの説明会時に避難行動要支援者台帳の制度について説明を行い、周知を図りました。
災害時要援護者の情報把握と関係機関との連携	災害時要援護者支援台帳の整備を進め、情報の更新・修正等を随時行い、民生委員・児童委員や自主防災組織、消防団、社会福祉協議会等との連携を図っていきます。

	ひなんこうどうようしえんしゃだいちょう どうろくたいしやうしや ちよくせつどうろく あんない そうふ →避難行動要支援者台帳の登録対象者に直接登録の案内を送付し、 どうろく うながしてじやうほう こうしんなど おこない 登録することを促して情報の更新等を行いました。また、登録された避難 こうどうようしえんしゃだいちょう ちい きしえんしゃ なりうる ちやうないかい みんせいいいん 行動要支援者台帳は、地域支援者となり得る町内会や民生委員・ じどういいん ていきやう 児童委員に提供しました。
きんきゆうつうほうじゅりたいせい 緊急通報受理体制 せいびじゅうじつ 整備充実	しょう しゃ かぞく きんきゆうじ けいさつ しょうぼうしやどう かんけいきかん そくじ 障がい者やその家族が、緊急時に警察や消防署等の関係機関へ即時 つうほう きんきゆうつうほう れんらくたいせい せいび じゅうじつ はかりま 通報できるよう、緊急通報・連絡体制の整備、充実を図ります。
ちい きぼうさい れんけい 地域防災における連携	じちんかいとう ちい き じつじやう おうじてそしきか すいしん つとめる 自治会等の地域の実情に応じて組織化ができるようその推進に努めると ともに、自主防災組織に対する育成に取り組めます。 →日本防災士会福岡県支部と連携し、防災に関するイベントや防災 くんれん じしゅぼうさいそしき かつどうしえん おこない 訓練など、自主防災組織の活動支援を行いました。 また、町民との防災情報を共有化することで自助・共助の精神を養い、 じしゅぼうさいそしき しょうぼうきかんどう れんけい つとめ 自主防災組織、消防機関等との連携に努めます。
ふくしひなんじょ せいび 福祉避難所の整備	ひなんじょ おうきゆうかせつじゆうたく すいしん ひなんじょ 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所にお いて障がい者が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得るこ とができるよう、体制の整備に努めます。また、老人福祉施設や障がい者 しえんしせつ れんけい しょう ひと たいしやう ひなんじょ かくほ 支援施設などと連携し、障がいのある人などを対象とした避難所の確保 つとめます。
さいがい じやうえんごしやさんか 災害時要援護者参加の ぼうさいくんれん じっし 防災訓練の実施	ちい き じっし ぼうさいくんれん しょうぼうだん ぼらん てい あとう さんか 地域で実施する防災訓練において、消防団やボランティア等の参加を えて さいがい じやうえんごしや ひなんゆうどうくんれん じっし はかり 得て、災害時要援護者の避難誘導訓練の実施を図ります。
ぼうはんたいさく じゅうじつ 防犯対策の充実	じしゅぼうはんそしき いくせい ちい きあんぜんうんどう ひろめ ぼうはんいしき こうよう はかり 自主防犯組織の育成と地域安全運動を広め、防犯意識の高揚を図り、 あんぜん すいしん 安全なまちづくりを推進します。 →地域における防犯活動の支援として、夜間防犯パトロールを行う団体 あおいろかいてんどうつきぼうはんばとろーるかーかしだし おこない には、青色回転灯付き防犯パトロールカーの貸し出しを行いました。 また、「メール 110番」、「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの つうほうしゅだん かくほ きんきゆうつうほう たいおう 通報手段を確保して、緊急通報に対応します。
しょうひしゃ ぼうし 消費者トラブルの防止	しょう しゃ こうれいしやどう たいするしょうひしゃひがいぼうし こうほうし 障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、広報紙や ばんふれつなどもちいて あくししょうほうなど じやうほうていきやう おこなう しょう パンフレット等を用いて、悪質商法等についての情報提供を行うほか、障 がい者の権利を守るための成年後見制度の案内を併せて行います。 →ニセ電話詐欺など、高齢者をターゲットとした消費者問題が増加傾向 しゅうち だまこうざ おこない のため、周知や出前講座を行いました。

該当課：生活安全課、まちの魅力推進課、福祉課

(3) 参加がすすむ地域づくり

1) 文化芸術活動・スポーツ等

取 組	行 動 目 標
ぶんかかつどう しえん 文化活動の支援	はっぴやうかい てんじかい じっし しょう しゃ ぶんかかつどう しえん 発表会や展示会の実施など、障がい者による文化活動を支援するととも に、はっぴやう ば ていきやう 発表の場を提供します。

かくしゅ 各種イベント等への参加 促進	まち かんけいきかん しゅさい かくしゅぎょうじ こどもかい ちいき 町や関係機関が主催する各種行事・イベントや、子ども会、地域ボランテ ィア活動、祭り等の地域行事に、障がい者の参加を促進するため、参加し やすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。
---------------------------	---

取 組	行動目標
しょう がい しゃ 障がい者スポーツの 参加促進	ふくおかけんしんたいしょう しゃ たいかい 「福岡県身体障がい者スポーツ大会」や「ときめきスポーツ大会」（知的 障がい者のスポーツ大会）、また地域で開催する「糟屋地区身体障がい 者体育大会」や「グラウンドゴルフ大会」など各種大会の周知を行い、 参加を促進します。 また、福岡県障がい者スポーツ協会との連携を図りながら、多様な障が い特性に対応できるスポーツ・レクリエーションへの参加促進に努めます。

該当課：社会教育課、まちの魅力推進課、福祉課

2) 雇用・就業、経済的自立の支援等

① 障がい者雇用の促進

取 組	行動目標
じぎょうぬしどう 事業主等 への 啓発・ 広報	ハローワークや障害者就業・生活支援センター、雇用関係機関と協力 し、障がい者雇用に関わる各種助成・支援制度等の啓発・広報に努める とともに、短時間就労やトライアル雇用など、障がい者が自らの状況に 応じた多様な形態での勤務ができるよう、事業主等の理解を求めていき ます。また、職場でのコミュニケーション等に不安のある精神障がい者、 発達障がい者の雇用促進のために、商工会等を通じ地域の民間企業等 に対して障がいの正しい理解を促進するための啓発・広報を行います。

該当課：まちの魅力推進課、健康課、福祉課

② 障がい者のための総合的な就労支援

取 組	行動目標
しゅうろうい こうしえん 就労移行支援 や 就労 継続支援の利用促進	就労移行支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がい者に 対する能力向上と就職への支援を促進します。あわせて、就労継続支援 A型・B型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、一般就労に必要な 知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。
しゅうろうしえんかんけいきかん 就労支援関係機関 との 連携 による 就労支援 体制の充実	障害者就業・生活支援センターを中心に、障がい者の就労に関する 相談、福岡障害者職業センターとの連携による職業評価、ハローワーク との連携による職場開拓、福祉施設や作業所、実際の職場での実習等、 多面的な就労支援を行うとともに、糟屋郡内の就労支援担当者との連携 を密にし、各関係機関・施設・企業等の支援者ネットワークの構築を推進 します。また、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、雇用関係 機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成制度等や精神障がい

	者、発達障がい者等の雇用促進のために、障がいの正しい理解を求め、啓発・広報を行います。 →糟屋中南部6町障害者自立支援協議会の就労支援部会に参加する事業所が志免町文化祭に出店し、啓発活動や授産品の販売を行いました。
就労定着支援の充実	ジョブコーチ制度の普及・啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。 また、障がい者の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障がい者の就労定着を支援します。
作業所への支援	障害者優先調達推進法に則り、庁内各部署及び関係各所において、障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取組みます。 →町内各部署等に障がい者就労施設等からの物品調達の活用を促し、実績について調査を行いました。

該当課：健康課、福祉課

3 障がい福祉サービス等の数値目標と事業量見込み

(1) 障がい福祉サービス等に関する数値目標

1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】

実績値	令和5年度末現在の施設入所者数	44 人
目標値	令和5年度末の施設入所者数	41 人
	令和5年度末までの地域生活移行者数	3 人

2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続】

実績値	令和5年度の保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0 回/年
目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回/年

3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【継続】

実績値	令和5年度末までの町内の地域生活支援拠点等の確保数	0 か所
目標値	町内の地域生活支援拠点等の確保数	1 か所

4) 福祉施設から一般就労への移行等【継続】

① 福祉施設から一般就労への移行

実績値	令和5年度の年間一般就労移行者数	7 人
	令和5年度末現在の就労移行支援事業利用者数	22 人
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数 (令和元年度実績の 1.27倍以上)	5 人

② 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

実績値	令和5年度の就労定着支援事業利用者数	5 人
目標値	令和5年度の就労定着支援事業利用者数	3 人

5) 障がい児支援の提供体制の整備等【継続】

① 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

実績値	令和5年度末までに児童発達支援センターの設置	1 か所
	令和5年度末までに保育所等訪問支援事業の実施	実施
目標値	児童発達支援センターの設置	1 か所
	保育所等訪問支援事業の実施	実施

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

実績値	令和5年度末までに児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所
目標値	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

実績値	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	未設置
	コーディネーターの配置	配置
目標値	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
	コーディネーターの配置	配置

6) 相談支援体制の充実・強化等【継続】

① 総合的・専門的な相談支援

障がい種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを基本とします。

② 地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、及び地域の相談機関との連携強化の取組を継続することを基本とします。

7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【継続】

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加に努めることを基本とします。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ることを基本とします。

(2) 障がい福祉サービス等の事業量見込み

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズや事業所の事業展開意向、国や県の方針等を踏まえ、計画期間における活動指標（各種サービス事業量等）を以下のとおり見込みました。なお、表中の令和2年度は、令和2年11月までの実績に基づく見込み値です。サービス見込み量の単位は下記のとおりです。

人／月：1か月当たりの利用人数

時間／月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日／月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

1) 訪問系サービス

① サービスの概要

名称	概要
居宅介護	居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に 対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、 洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に 対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時に おける移動中の介護を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につ き、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な 情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他 外出する際に必要となる援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時 介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動す る際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における 移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して 居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービス です。

② 利用実績及び見込量

	単位	第6期	
		令和5年度 見込量	令和5年度 実績
居宅介護	時間/月	1,409	858
	人/月	73	64
重度訪問介護	時間/月	90	395
	人/月	1	1
同行援護	時間/月	151	108
	人/月	7	4
行動援護	時間/月	20	0
	人/月	1	0
重度障害者等包括支援	時間/月	30	0
	人/月	1	0

2) 日中活動系サービス

① サービスの概要

名称	概要
生活介護	常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。 一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓をつうじ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型・B型)	A型は就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労の機会を提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。一方、B型は年齢や体力の面で雇用されることが就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活面の課題を把握し、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

療養介護 りょうようかいご	医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で 機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び 日常生活の世話を行うサービスです。
短期入所 たんきにゅうしょ (医療型・福祉型) いりょうがた ふくしがた	居宅で介助(介護)する人が病気などの理由により、障がい者 支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいの ある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の 介護等を行うサービスです。

② 利用実績及び見込量
りょうじつせきおよびみこりょう

	単位	第6期	
		令和5年度 見込量	令和5年度 実績
生活介護 せいかつかいご	人日/月	2,037	1,780
	人/月	97	89
自立訓練(機能訓練) じりつくんれん きのうくんれん	人日/月	45	0
	人/月	3	0
自立訓練(生活訓練) じりつくんれん せいかつくんれん	人日/月	110	76
	人/月	5	5
就労移行支援 しゅうろういこうしえん	人日/月	440	164
	人/月	22	11
就労継続支援A型 しゅうろうけいぞくしえん がた	人日/月	780	678
	人/月	39	35
就労継続支援B型 しゅうろうけいぞくしえん がた	人日/月	2,200	1,991
	人/月	110	113
就労定着支援 しゅうろうていちゃくしえん	人/月	3	4
療養介護 りょうようかいご	人/月	13	11
福祉型短期入所 ふくしがた たんきにゅうしょ	人日/月	100	114
	人/月	10	28
医療型短期入所 いりょうがた たんきにゅうしょ	人日/月	33	37
	人/月	5	8

3) 居住系サービス

名称	概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納がないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うサービスです。また、相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応や適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助	共同生活援助は、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている知的障がい者・精神障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

	単位	第6期	
		令和5年度 見込量	令和5年度 実績
自立生活援助	人/月	1	0
精神障がい者の自立生活援助	人/月	0	0
共同生活援助	人/月	78	84
精神障がい者の共同生活援助	人/月	27	31
施設入所支援	人/月	41	44

4) 相談支援

名称	概要
地域相談支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域

ちいきいこうしえん (地域移行支援)	における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。
ちいきていちやくしえん 地域定着支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスです。

	単位	第6期	
		令和5年度 見込量	令和5年度 実績
地域相談支援(地域移行支援)	人/月	1	0
精神障がい者の地域相談支援(地域移行支援)	人/月	0	0
地域相談支援(地域定着支援)	人/月	1	0
精神障がい者の地域相談支援(地域定着支援)	人/月	0	0
計画相談支援	人/年	336	346

(3) 児童福祉法上のサービスの事業量見込み

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障害児通所支援とその利用に必要なとなる障害児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

1) サービスの概要

名称	概要
児童発達支援	身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

ほうかごとう 放課後等デイサービス	がっこうがくちゅう しょう ことども たいして ほうかご なつやすみとう 学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等 の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的 活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等をするこ とにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進す るとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。
ほいくしょうとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	ほいくしょうとう りようちゅう しょう ことども こんごりよう 保育所等を利用中の障がいのある子ども、または今後利用する 予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の 適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を 訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設 のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	しょうがいじつうしよしえん りよう がいしゅつ いちじるしくなん 障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な 障がいのある子どもに対して、発達支援が提供できるよう、障が いのある子どもの居宅を訪問して日常生活における基本的な 動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	じょうし か しまた たいかん きのう しょう じどう たいして いりょうがた 上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して、医療型 児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を 行うサービスです。
しょうがいじそだんしえん 障害児相談支援	しょうがいじつうしよしえん りよう しょうがいじ どうりようしえん 障害児通所支援の利用にあたって、障害児サービス等利用支援 計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリ ングを行います。

りようじっせきおよびみこりよう
2) 利用実績及び見込量

	単位	第2期	
		令和5年度 見込量	令和5年度 実績
じどうはったつしえん 児童発達支援	人日/月	612	1,106
	人/月	90	143
ほうかごとう 放課後等デイサービス	人日/月	2,128	3,066
	人/月	160	259
ほいくしょうとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	人日/月	126	163
	人/月	70	130
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	人日/月	3	0
	人/月	1	0
いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	人日/月	0	0
	人/月	0	0
しょうがいじそだんしえん 障がい児相談支援	人/年	326	463

3) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制

	単位	見込量	実績
		令和5年度	令和5年度
保育所	人	45	49
認定こども園	人	5	21
地域型保育事業	人	0	0
放課後児童健全育成事業	人	45	62

4) 志免町内障がい児通所支援事業所件数

	単位	見込量	実績
		令和5年度	令和5年度
児童発達支援	か所	6	6
居宅訪問型児童発達支援	か所	1	1
保育所等訪問支援	か所	2	8
放課後等デイサービス	か所	13	13

(4) 地域生活支援事業の事業量見込み

本町では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

名称	概要
相談支援事業	障がいのある人や介護者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

い し そつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	ちょうかく げんごきのう しょう ひと たいしてしゅわつうやくしゃ ようやく 聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話通訳者や要約 ひっきほうし いん はけん じぎょう つうじて しょう しゃ い し そつう 筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、障がい者の意思疎通の ちゅうかいとう しえん おこなう 仲介等の支援を行うサービスです。
にちじょうせいかつようぐ きゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業	にちじょうせいかつ いとなむ しょう しょう しゃなど たいし にちじょう 日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常 せいかつじょう べんぎ はかる じりつせいかつしえん ようぐとう にちじょうせいかつようぐ 生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具 きゅうふ を給付するサービスです。
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	おくがい いどう こんなん しょう ひと たいして しゃかいさんか 屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や よ か しえん そくしん はけん さい いどう 余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動 しえん を支援するサービスです。
せいねんこうけんせいど 成年後見制度 りょうしえんじぎょう 利用支援事業	しょう ふくし りょう かんてん せいねんこうけんせいど りょう 障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用する ことが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者 ゆうよう みとめら ちてきしょう しゃまた せいしんしょう しゃ に対し、利用を支援することで障がい者の権利擁護を図るサービ たいし りょう しえん しょう しゃ けんりようご はかる スです。
ちいきかつどうしえん じぎょう 地域活動支援センター事業	そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう しゃかい こうりゅう そくしん 創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進な しえん おこなう どの支援を行うものです。
ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス	ね た きりなど じたく にゆうよく こんなん じゅうど しんたいしょう しゃ 寝たきり等で自宅での入浴が困難な重度の身体障がい者に ほうもんにゆうよく ていきょう 訪問入浴サービスを提供します。
にっちゅうい ちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	しょう しゃなど にっちゅう かつどう ば かくほ しょう しゃなど 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の かぞく しゅうろうしえん おびしょう しゃどう にちじょうてき かいご かぞく 家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族 いちじてき きゅうそく にっちゅう いちじあず おこなうじぎょう じっし の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施しま す。
しゃかいさんかそくしんじぎょう 社会参加促進事業	わつうやくしゃ しゅわほうし いん ようせいけんしゅう じどうしゃうんてんめんきょ しゅどく 手話通訳者・手話奉仕員の養成研修や自動車運転免許の取得 かいぞう かかるひよう いちぶ じょせい しょう しゃ しえん や改造に係る費用の一部を助成するなど、障がい者への支援に しゃかいさんか そくしん より、社会参加を促進していきます。

1) 相談支援事業

	単位	第6期	
		令和5年度 見込量	令和5年度 実績
そうだんしえんじぎょうしよせつちすう 相談支援事業所設置数	か所	6	5

2) 意思疎通支援事業

	単位	第6期	
		令和5年度 見込量	令和5年度 実績
手話通訳者派遣回数	回/年	230	167
手話通訳者設置事業	人	1	1

3) 日常生活用具給付等事業

	単位	第6期	
		令和5年度 見込量	令和5年度 実績
介護・訓練支援用具	件/年	4	0
自立生活支援用具	件/年	5	9
在宅療養等支援用具	件/年	7	9
情報・意思疎通支援用具	件/年	8	2
排泄管理支援用具	件/年	860	883
住宅改修費	件/年	1	1

4) 移動支援事業

	単位	第6期	
		令和5年度 見込量	令和5年度 実績
移動支援事業	人/月	53	38
	時間/月	90	153

せいねんこうけんせいでりようしえんじぎょう
5) 成年後見制度利用支援事業

	単位	第6期	
		令和5年度 見込量	令和5年度 実績
せいねんこうけんせいでりようしえん 成年後見制度利用支援 じぎょうもうしたてけんすう 事業申立件数	人/月	1	0

ちいきかつどうしえん
6) 地域活動支援センター

	単位	第6期	
		令和5年度 見込量	令和5年度 実績
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター りようしやすう 利用者数	人日/月	37	44

ほうもんにゆうよく
7) 訪問入浴サービス

	単位	第6期	
		令和5年度 見込量	令和5年度 実績
ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス りようしやすう 利用者数	人/月	2	3

いちじしえんじぎょう
8) 一時支援事業

	単位	第6期	
		令和5年度 見込量	令和5年度 実績
にっちゅうい ちじしえん 日中一時支援 しきゅうけっていしやすう 支給決定者数	人/年	33	30

しゃかいさん かそくしんじぎょう
9) 社会参加促進事業

	単位	第6期	
		令和5年度 見込量	令和5年度 実績
ほうしんようせいけんしゅう 奉仕員養成研修 ねんかんさんかしゃすう 年間参加者数	人/年	7	7
じどうしゃうんてんめんきょしゅとく 自動車運転免許取得・ かいぞうじょせりようしゃすう 改造助成利用者数	人/年	2	1
しゅわつうやくほうしん 手話通訳奉仕員 どうろくしゃすう 登録者数	人/年	7	7

せいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく

第5章 第1期成年後見制度利用促進基本計画

取 組	内 容
本人を中心としたチームの形成	権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりをすすめ、後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みづくりをすすめます。
成年後見制度の広報・啓発活動	成年後見制度が、本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることなど、制度の特長や留意点に関する啓発に努め、制度の理解促進をはかります。また、地域において権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に繋がります。
相談窓口の明確化と早期支援	成年後見制度の利用について、早期の段階から身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。
身上保護の充実・後見人支援	後見人が本人の意思を尊重した身上保護を円滑に行うことができるよう、「チーム」による支援を推進します。また、親族後見人等が安心して後見業務に取り組むことができるような相談体制のあり方や、意思決定支援や身上保護を重視した後見等活動が円滑に行われるための後見人支援のあり方について、協議を進めます。
多職種による検討の場の設置	虐待や権利侵害に対応するため、多職種による検討の場の設置及び仕組みの整備を進めます。
障がい者への虐待防止	障害者虐待防止法と障がい者虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、志免町虐待防止等ネットワーク会議を活用し、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。」 →虐待等防止ネットワーク会議を2回開催し、関係機関との意見交換を行い、情報共有や連携強化を図りました。
障がい者の権利擁護の充実	障がいのある人に対する虐待の早期発見と対応のため、自立支援協議会などの機能充実に努めます。 関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する研修会や講座等への参加を奨励し、これらの制度及び事業の普及・啓発を推進するとともに、地域における権利擁護の方策などについて検討します。

該当課:福祉課

第6章 第1期志免町再犯防止推進計画

(1) 必要な支援につながる地域づくり

取 組	内 容
喫煙・飲酒・薬物 乱用防止教育の 一体的推進	児童・生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、学校において、健康教育の一環とし、家庭・地域等と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を一体的に推進します。
児童生徒の非行の 未然防止等	小中学校、高等学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。 問題を抱える少年等の立ち直りを支援するため、学校、警察、児童相談所等と少年サポートチームを編成するなど、関係機関との連携を図り、日常的なネットワーク体制を構築します。
学校等と連携した たちおりしえん 立ち直り支援	学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校と保護司、保護観察所等が緊密に連携して立ち直りを支援します。
少年・若年者に 対する支援	非行のある少年等の立ち直りを支援するBBS会等の活動（スポーツ大会、レクリエーション、社会体験活動等）を、活動場所の提供や必要な費用の助成等により支援します。
薬物依存に関する 治療・支援につな げる取組	薬物依存に関する相談窓口を設置し、保護観察所や更生保護施設と連携して、薬物依存からの回復に取り組もうとする方に対する相談支援を積極的に 行います。 法務省と厚生労働省が策定した「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」等に基づき、地域の薬物依存問題について関係者が認識を共有し、治療や支援に協働して取り組むための事例検討会・連絡会議等を定期的に開催します。
薬物事犯者の家族 に対する支援	薬物事犯者の家族に対して、薬物依存症に関する正しい知識や本人との 関わり方などに関する相談支援を適切に実施します。
薬物依存に関する 適切な広報・啓発	規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神 症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と連携した 広報・啓発活動を実施します。 →学校で、薬物乱用防止の授業（講演）を行いました。 →広報に「福岡県麻薬・覚せい剤・大麻乱用防止月間（10月・11月）」の 啓発記事を掲載し、薬物乱用問題の普及・啓発を行いました。
再犯防止に関する 広報・啓発活動の 推進	“社会を明るくする運動”を、保護観察所や保護司を始めとする民間協力者と 連携して推進します。 →歩道橋に横断幕を掲示し、保護司と一緒に広報車による啓発活動 を行いました。

	7月の再犯防止啓発月間において、各種会議や広報誌、インターネット上での情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。 → 広報しめまちやホームページに「社会を明るくする運動」について掲載し、啓発活動を行いました。
--	---

該当課：学校教育課、健康課、福祉課

(2) 安心して暮らせる地域づくり

取 組	内 容
住宅セーフティネット制度の活用促進	刑余者等に対して、福岡県と連携しながら、居住支援法人の紹介など住居確保の情報提供に努めます。

該当課：福祉課

(3) 参加がすすむ地域づくり

取 組	内 容
就職に向けた相談・支援等の充実	若年者のためのワンストップセンター（ジョブカフェ）等、若年者向け支援制度により、犯罪をした者等の年齢、職業適性、保有する資格といった特性に応じた適切な就職相談・職業紹介を行います。
	障害者就業・生活支援センターや、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業など、福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障がい種別、障がいの程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。
	少年サポートセンター、ハローワーク等と連携して非行少年の就職及び就労の定着を図ります。
	就労支援に関する制度及び支援窓口が、少年や犯罪をした者等にとって一層身近なものとなるように、関係機関と連携して周知・広報に努めます。
犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上	県暴力追放運動推進センター等と連携し、暴力団離脱者の受入れに賛同する企業について周知することを通じて、同企業の開拓・確保に努めます。
	地域の課題解決や地域振興に向けた刑務作業の検討、協力に努めます。
	矯正施設における作業や職業訓練等の充実を図るため、刑務所への作業発注を推進します。

該当課：生活安全課、福祉課